

G7 デジタル貿易原則（附属文書B）

開かれたデジタル市場

- 我々G7 貿易大臣は、開かれたデジタル市場への我々の支持及びデジタル保護主義とデジタル権威主義に対する我々の反対において結束する。デジタル及び電気通信市場は、国際貿易及び投資にとって競争的で、透明で、公正で、かつ、アクセス可能なものであるべきである。
- デジタル貿易、より一般的に国際貿易は、人々の役に立つものでなければならない。デジタル貿易は、雇用を支え、生活水準を向上させ、労働者、イノベーター及び消費者のニーズに応えるために、活用されるべきである。
- デジタル貿易は、起業家精神を支援し、あらゆる企業、とりわけ女性起業家と中小零細企業（MSMEs）が、グローバル経済に参加する能力を強化するものであるべきである。
- 繁栄し、革新的なデジタル経済の基盤として、インターネットはオープンで、自由で、かつ、安全なものでなければならない。
- 送信されたコンテンツを含む電子的送信は、電子送信におけるWTO 関税不賦課モラトリアムに従い、関税が免除されるべきである。我々はかかる関税賦課の恒久的な禁止を支持する。

信頼性のある自由なデータ流通

- デジタル経済の機会を強化し、物品とサービスの貿易を支援するため、データは個人と企業の信用を含む信頼性とともに関境を越えて自由に流通できるべきである。
- 我々は、データローカライゼーションの要求が、表現の自由を含む、開かれた社会や民主的価値観を損なうだけでなく、保護貿易主義及び差別的な目的に用いられる状況を懸念する。
- 我々は、プライバシー、データ保護、知的財産権の保護及びセキュリティに引き続き取り組む一方で、国境を越えるデータの流通に対する正当化できない障壁に対処すべきである。
- 個人情報に関境を越えて移転される場合も含めて、高い強制力のある基準によって保護されなければならない。我々は、データガバナンスとデータ保護における協力を高め、相違を克服するための機会を特定することの重要性を認識する。我々はG7メンバー間での規制アプローチの共通点の探究及び相互運用性の促進のために協力する。
- 非個人データは、営業秘密の保護といった、知的財産として適用される全ての保護を含め、保護の恩恵を受けるべきである。

- 民間部門が保有する個人データへの信頼性のあるガバメントアクセスのための共通原則の合意の達成は、透明性と法的確実性をもたらすことに寄与する。それは、商業主体による法域間のデータの移転を支援し、経済と社会に前向きな影響をもたらす。我々は市民を保護するための正当なアクセスと国家安全保障の確保の重要性を認識しつつ、これらの原則の発展におけるOECDの取組を支持する。
- オープンガバメントデータは、デジタル貿易において重要な役割を果たすことができる。必要に応じて、公的部門のデータセットは、匿名化され、オープンで、相互運用性があり、かつ、アクセス可能な形で公開されるべきである。

労働者、消費者及び企業の保護

- デジタル貿易に直接従事している、またはデジタル貿易を支える労働者のために、働きがいのある労働条件の提供といった労働者保護が実施されなければならない。
- オンラインで物品とサービスを購入する際の高い水準の消費者保護を確保するため、効果的な措置が実施されなければならない。
- 企業は、不正又は悪意のある活動に対して、最高水準のサイバーセキュリティと強靭性を伴った、安全なデジタル貿易環境を持たねばならない。
- 消費者と企業がデジタルイノベーションから利益を得られるよう確保するため、政府は営業秘密の保護を伴う効果的でバランスのとれた知的財産の枠組を維持するべきである。
- 企業は、市場アクセスの条件として技術移転又はソースコードもしくは暗号化キーへのアクセスの提供を要求され又は強要されるべきではない。同時に、政府は、健康及び安全を含む正当な規制目標を追求するために十分な柔軟性を維持しなければならない。

デジタル貿易体制

- 形式主義を断ち切り、より多くの企業が貿易に参加できるよう、政府と産業界は、貿易関連書類の電子化を推進すべきである。これには、紙でのプロセスを電子化することに対する、法的、技術的及び商業的な障壁への取組の手段を通じたものが含まれる。
- 政府が、輸入、輸出及び物品の通過の処理のためにデジタルシステムを利用する場合、これらはサプライチェーン全体における物品の流通を促進するものであるべきである。
- ステークホルダーと国境機関との相互交流を効率化するため、シングルウィンドウが開発されるべきである。政府は、相互運用性を主要な目的とし、また、世界税関機構のベストプラクティス勧告に従った共通基準に沿って、これらを開発するよう努めるべきである。

公正かつ包括的なグローバル・ガバナンス

- デジタル貿易における共通ルールは、世界貿易機関の場で合意され、堅持されるべきである。これらのルールは、正当な公共政策の目的のために規制を行う各国の権利を保護しつつ、先進国だけでなく、開発途上国の労働者、消費者及び企業に利益をもたらすべきである。
- 包摂的な形での成長を推進するため、低所得国、とりわけ後発開発途上国の特定のニーズを考慮し、各国間及び国内のデジタル・デバイドへの取組への努力が強化されるべきである。
- デジタル貿易を管理するルールは、労働者、消費者及び企業が全ての潜在能力を強化できるように、将来性がありイノベーションや新興技術に応えられるものであるべきである。このプロセスを支援するため、政府は、デジタル貿易の急速な発展への取組に寄与することができる証拠と分析を、OECDによるものを含め、検討すべきである。
- 情報通信技術の国際基準は、WTO貿易の技術的障害委員会の6つの原則、すなわち、透明性、開放性、公平性及びコンセンサス・ベース、実効性及び関連性、一貫性、そして開発側面に配慮した形で発展されるべきである。そのような基準は、デジタル時代において、オープンで、自由で、かつ、公正な環境を支えるための重要な役割を果たし続けなければならない。

(了)